

公職者番号カード (SNカード)

社保カードは要らない!

を導入してはどうか!

—— 求められる公職者のカード監視による政官浄化

実質的に日本人と居住外国人に共通の通行手形 (登録証カード・国民背番号カード) を持たせるのが「社会保障カード」構想。この構想は、厚労省の役人が主導し、その配下にある学者やIT企業などが手を結び、粛々とすすめられている。疑惑にけむるトップに率いられた財界、そのPR紙とも揶揄される日経新聞なども、「社会保障カード」導入にエールを送る。政府税調なども、「納税者番号」導入で、こうした動きに歩調を合わせはじめている。

一方、政界でも、「現代の通行手形」構想実現に向けての動きが活発だ。自民党の「生活安心保障研究会」(中川秀直議員らが中心メンバー) は、「給付つき税額控除」と「社会保障カード」などの政策を次期衆院選の党の公約にかかげる構えだ。一方、民主党も、次期衆院選をにらんで、党税制調査会(藤井裕久会長)が、08年12月18日に税制抜本改革行動計画を発表した。その中で、「給付つき税額控除」と「社会保障番号」の導入を打ち出している。自民も民主も「社保カード万歳」、「社保番号万歳」で、政界は、あたかも「社会保障カード翼賛会」の様相を呈している。

「社会保障(番号)カード」、「社保カード」の真のねらいは、「社会保障」を人質に、番号コードとICカードで、国民情報を役所が分散集約

管理することにある。まさにプライバシー公有化の構想。でも、驚かない? 公に管理、監視されることに慣れきって、こうしたデータ監視社会構想への抵抗感が薄れていることは確かだ。

だが、本当に「監視」が必要なのは誰か、もう少し冷静に考えてみよう。

いま、求められているのは、「マルチ商法汚染議員」などが、議員を続けられないようにする政策。また、ワタリを繰返し血税を懐にしたり、庶民とは無縁の役得や権益を手にできる「役人天国」をただす政策である。「背番号管理大好き」というのなら、むしろ議員やその関係者、退任5年以内の者を含む高級官僚などを対象とした「公職者番号カード制」の政策提言をしてはどうか。

ネーミングは「ステータス・ナンバー・カード(SNカード)」でよい。1万円(税込)以上の取引には、罰則つきで番号表記のSNカードの提示を義務づける。一方、番号の提示を受けた者には、所轄の税務署へ番号つきの調書の提出を義務づければよい。税務署は、番号で各人のカネの流れを電子処理して、全国管理すればよい。そして、収支データを国民に公開すればよい。公職者の納税申告内容と突き合わせも容易になる。「庶民にプライバシーは要らない」といった感覚で、安易に社保カードの導入をすすめる政策がゆるさるというのなら、公職にある議員や官僚などにはプライバシーを主張する権利はないはずだ。

「国民が主役」というなら、国民が、非行で汚染した議員や役人などを監視できる政策が最優先されるべきだ。社会保障カードは要らない。

- ・巻頭言～公職者番号カード(SNカード)
- ・頓挫した「オーストラリアカード」構想
- ・民主と自民が「社会保障カード翼賛会」の方向が
- ・番号導入を狂ったように叫ぶ日経社説の「怪」
- ・自民、民主両党による納番制導入検討活発化
- ・最新のニュースを斬る：総務省の新型住基カードを問う

2009年3月24日

PIJ代表 石村 耕治

"断固反対" の大合唱で

頓挫した「オーストラリアカード」構想

— 英国のジョージ・ウォーエル『1984年』が“正夢”になる寸前に破綻した、豪の1985 - 87年「国民IDカード」導入計画

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

実質的に日本人と居住外国人に共通の登録証カード・国民背番号カードを持たせ、データ監視しようというのが「社会保障(番号)カード、社保カード」構想。この構想は、厚労省の役人が主導し、隠れ蓑の審議会やIT企業などが結託し、粛々とすすめられている。政界でも、この構想に乗った動きが活発だ。このように、政財官界は、“社保カード万歳”、“社保番号万歳”で、あたかも「社保カード翼賛会」の様相を呈してきている。「社保カード」構想の真のねらいは、“社会保障”を人質に、「付番・基本情報中央管理センター」、「番号コード」「ICカード」の3点セットで、病歴なども含む幅広い全住民の個人情報をも、役所が主体となって分散集約管理することにある。

CNNニュース55号で石村PIJ代表が紹介したように、イギリスでは、06年3月に成立した「身分登録証明カード法(Identity Cards Act 2006)」、通称「IDカード法」が2008年夏から段階的に施行された。このIDカード制では、各人の50項目にもおよぶ詳細な個人情報や付番した背番号「国家身分登録番号・NIRN」や他の共通番号に加え、両手の「指紋」、両目の「虹彩」ないし「人相」などを登

録し、登録原票を「国家管理センター・NIR(国家身分登録台帳)」で集約管理することになっている。NIRに保存された居住者などの情報には、国家安全保障、警察、入国管理、不法就労、社会保障給付、課税など各当局にあるデータベースでの本人確認において、“公益保護”に必要ということで照会があればアクセスできる。民間機関もNIRにアクセス可。一方、本人(情報主体)には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したIC仕様のIDカードを申請に基づいて交付。生体認証式ICカードを、各人が社会保障給付や課税、経済取引や法律行為、警官の職質などの際に提示させ、本人確認に使わせる方向だ。

かつて、オーストラリアにおいても大掛かりな国民IDカード導入計画があった。「オーストラリアカード(Australia Card)」導入構想である。1984年に提案されたが、国民から猛反対にあい、87年に廃案となった。今号(CNNニュース57号)では、石村PIJ代表に、「オーストラリアカード」導入計画が頓挫にいたった経緯について紹介願った。

(CNNニュース編集局)

はじめに

「オーストラリアカード(Australia Card)」の嵐が吹いたのは、1985年から1987年。オーストラリアカードは、同国における全国民のデータ監視をねらいとしたIDカード構想。このIDカード導入については、各界から反対は相次いだ。オーストラリア連邦議会には、3たび同じ法案が上程された。しかし、最終的には成立にいた

らなかった。

イギリスの風刺作家ジョージ・ウォーエルは、1945年に監視社会の脅威を題材にした小説『1984年』を世に出した。1985年に突如浮上してきたオーストラリアカード構想は、まさに、ウォーエルの予言があたったとの声もあった。ただ、1980年代は、IT技術はいまだ萌芽期で、ICカードなども普遍していなかった。したがって、オーストラリアカードは、2008

年夏から導入されたイギリスの「身分登録証明（ID）カード（Identity Cards）」制などと比べると、監視技術などの面で雲泥の差があるのも事実。

イギリスの「IDカード」制に加え、「オーストラリアカード」導入構想のいきさつをよく知れば、わが国の役人が御用審議会と一緒にすすめている「社保カード」構想の“罨”を見抜く“眼力”がつくはずだ。社保カード構想に反対する組織は、医療現場が混乱するとか、カードを発行する市役所の現場が大変だとか、保険証のICカード化のような矮小化された議論に翻弄されていてはいけぬ。社保カードを使って国民の人格権をトータルに監視・管理する構想であることをあばき、もっと本質に迫った「国内版パスポート」、「現代の通行手形」導入への反対論を展開するように求められる。

オーストラリアカードの経緯

1983年3月、オーストラリアの連邦総選挙において、それまで政権を担当してきた自由党は大敗した。この選挙結果をうけて、自由党から労働党に政権移譲が行われた。ホーク首相ひきいる新政権が誕生した。その後、85年6月4日にホーク労働党政権は、『連邦税制改革案・白書（White Paper：Draft Reform of the Australian Tax System）』（以下「税制改革案白書」）を公表した。

この改革案白書は、内容的には、各種税制改革の提案に加え、「オーストラリアカード（Australia Card）」導入の提案も含まれていた。このカード制は、課税逃れや社会保障の不正受給の防止などをねらいとした「国民IDカード（national identification card）」を国民および居住外国人に発給する仕組み。

オーストラリアカードの提案

税制改革案白書、その後の「オーストラリアカード法案（Australia Card Bill 1968）」（以下「カード法案」）によると、国民および居住外国人を対象に、国が一人ひとりに唯一無二の番号（国民背番号）を割りふる。また、本人確認のための公的身分証明目的にも利用できる。さらに、一定のサービスを受ける際に番号が記載されたカードの提示が義務づけられる分野はきわめて広範

である。

（1）カード利用（提示）が強制される範囲

各人の背番号が記載されたオーストラリアカードは、課税とか、あるいは社会保障給付とか、その利用（提示）が特定の分野に限定されない。

カード法案によると、想定されていた利用（提示）分野は、身分証明目的に加え、次にとおり。

【図1】 カード利用（提示）が強制される範囲

金融口座、保護預り、貸金庫の開設・維持のあたっての本人確認 金融機関からの利子の受取、配当ないし配金の受取、不動産代理店が徴収した賃料の受取 課税標準申告、情報申告 雇用の開始 各種年金、手当その他社会保障給付の受給 強制加入の公的健康保険「メディケア」の対象者 将来的には、その他さまざまな行政（政策執行）目的
--

（2）付番や背番号・カードの管理機関は

オーストラリアカードは、2つの特徴を持つ。1つは、“国民登録（ID）カード”、そして、もう1つは、“国民背番号”。また、オーストラリアカード構想では、付番およびカードの交付は、「個人」に加え、法人や人格のない社団（任意団体）、パートナーシップ（任意組合）、トラスト（信託）など「個人以外」も対象になる。また、付番およびカードの管理機関も、「個人」と「個人以外」に大別される。したがって、企業など「個人以外」については、その番号やカードは、課税目的などの利用が中心となる。

【図2】 カード法案が想定した付番および背番号・カード管理機関

個人の場合 (a) 付番・カード発給・管理業務：連邦健康保険委員会（HIC） (b) カードの交付業務：各地のHICメディケア事務所
個人以外の場合 付番・カード発給・管理業務：課税庁（ATO）

この点を考慮して、カード法案では、「個人以外」については、国税庁（ATO = Australian

Taxation Office) が付番・カード管理機関になることを提案している。

これに対して、「個人」の場合には、官民にわたる汎用・多目的利用・強制交付であることを考慮する必要がある。また、国民や居住外国人を投網にかけられるシステム・管理機関でなければならない。

そこで、カード法案では、各人への付番やシステムの管理業務を担う新たな機関として、強制加入健保制度を管理・運営している連邦健康保険委員会 (HIC = Health Insurance Commission) に白羽の矢を立てた。そのために、HICの内部に、州ごとの制度を再編・統一し、「全国出生・死

亡・婚姻登録 (national births, deaths and marriages 《BDM》 register) システムの構築し、さらにはそこから基本情報の提供を受けて「オーストラリアカード登記簿 (ACR = Australian Card Register)」を設置する提案をしている。また、ACRに保管された各人の統一背番号とその背番号その他基本情報が表記されたカードは、各地のHICメディケア事務所のネットワークを活用し、交付することを提案している。

ちなみに、HICは、当時、約1,700万人のオーストラリア居住者すべての健保データを保有していた。このことが、カード制度を管理する機関として最適とみなされた理由である。

【図3】 システム整備とオーストラリアカード登記簿の創設

出生・死亡・婚姻登録所の一元化・全国化	
従来から、オーストラリアでは、“出生・死亡・婚姻”の登録は、各州(連邦直轄地域を含む。以下同じ)単位で運営・管理。例えば、ビクトリア州では、州都メルボルンにある「出生・死亡・婚姻登録所 (Registry of Births, Deaths and Marriages)」に届け出て、登録する。	
政府の提案では、こうした州ごとの制度を再編・統一し、新たに「全国出生・死亡・婚姻登録 (national births, deaths and marriages 《BDM》 register) システムを構築し、そこに集約化し、コンピュータ管理する。	
HICにオーストラリアカード登記簿を設置	
全国出生・死亡・婚姻登録 (BDM) システムの管理・運営は、強制加入の健保制度「メディケア」を管理・運営する連邦健康保険委員会 (HIC) が担当する。	
HICは、全国BDMシステムから基本情報の提供を受けて、「オーストラリアカード登記簿 (ACR = Australian Card Register) を設置する。	
次に、ACRに集められた情報は、各個人ごとのBDM情報を名寄せした上で、一斉に統一背番号を各人に付番する。	
その後、各地のHICメディケア事務所のネットワークを活用し、各人に統一背番号とその背番号その他基本情報が表記されたカードを交付する。	
一方、各州のBDM当局は、HICに設置された全国BDMシステムおよびオーストラリアカード登記簿 (ACR) にアクセスできる。	
全国BDMシステムから基本情報の提供を受けて構築されるオーストラリアカード登記簿 (ACR) は、実質的に“中央データ照合センター”のような役割も演じている。したがって、課税庁をはじめとした行政機関(政策執行機関)は、提示されたカード番号などの正否はACRを通じて照会できる。	

(3) カードの性格とプライバシー

オーストラリアカードは、一応、利用(提示)範囲は限定された。しかし、例えば、金融口座の開設や管理に使うとなれば、当然、民間利用も想定範囲内になる。また、政府は、将来的には、幅広い行政目的にも利用(提示)を広げたい旨の意思表示をしている。したがって、導入されるカードは、汎用(多目的)カードであることは自明のところであった。当然、プライバシーへの脅威が大きな問題となった。

政府は、カード法案と表裏一体のかたちでプ

ライバシー保護策を明らかにした。その核となる連邦データ保護法案 (Federal Data Protection Bill 1986) を、連邦議会に上程した。具体的にはデータ保護庁 (Data Protection Agency) を立ち上げ、背番号やカードの利用(提示)に伴い収集した個人情報の濫用防止にあたるものとされた。

政府のカード構想と各界の反応

85年6月のオーストラリアカード導入を含む「税制改革案白書」の発表から1ヵ月後に、各界

の代表者で構成される税制国民会議（通称「タックスサミット」）が開催された。そこで政府提案は基本的に承認された。その後、とりわけカード法案は、連邦議会の省庁間委員会に付託された。

ホーク政権のオーストラリアカード導入法案に対して、各界から“反対”の声相次いだ。

オーストラリア自由人権協会（ACCL = Australian Council of Civil Liberties）をはじめとした人権団体や市民団体は、プライバシー権の侵害を理由にカード構想に反対した。また、学者なども、連邦法制度改革委員会（Australian Law Reform Commission）が出しているガイドラインが、行政機関が収集した情報はその当初の目的以外に流用してはならないとしている点を指摘し、カード構想がプライバシー法原則違反を厳しく批判した。つまり、行政機関があらかじめ目的を特定しないかたちの、多目的利用を前提とした情報収集を行うことは、オーストラリア法上の基本原則に反すると批判した。

当初、政府原案では、カードには、本人の背番号およびサインに加え、顔写真も入れられる予定であった。背番号とカードを使った“監視社会”構想に対して、人権団体や市民団体が強く抵抗したのは、ある意味では当然のことであった。

政府関係者の中にも、オーストラリアカード構想が想定している情報収集能力の強さに不気味さを感じている者も少なくなかった。脱税や社会保障給付の濫用防止などをねらいとしているとしても、あたかも「木の実を割るのに削岩機を使うようなもの」と皮肉な批判もあった。

政府は、導入コストや制度運用コストを試算する一方で、税収増などの試算を行い、カード導入に伴う「コスト・ベネフィット（損益）分析」を公表した。しかし、政府の損益分析については、見積根拠は不正確であるとか、番号管理に伴う雇用主や民間のコンプライアンス・コストがまったく計上されていないなど、批判が相次いだ。

オーストラリアカード法案の廃案

カード法案に対する批判が広がる一方であった。にもかかわらず、労働党政権は、あくまでもカード導入をねらっていた。ただ、労働党には“弱み”があった。それは、連邦下院では過半数の議席を得ていたが、上院では過半数を握っていなかったことである。

（１）連邦議会での攻防

1985年11月、連邦議会に、カード制の調査、報告を行うために、上下両院合同特別委員会が設けられた。同委員会は、186人の参考人を呼び、18回の公聴会を開催した。そして、1986年5月8日に、議会に対して『オーストラリアカードに関する両院合同特別委員会報告書（Report of the Joint Select Committee on the Australia Card）』（以下『カード報告書』）を提出した。この報告書では、5対3の決議で“カード制よりも精度の高い納税者記録制度（up-graded tax file system）”を導入すべき旨の勧告を行った。

従来からオーストラリア国税庁（ATO）は、各納税者に整理番号を付し情報管理をする納税者記録制度を維持してきている。『カード報告書』では、この制度を整備・拡充し、効率的な制度につくりあげることが勧告したものである。

オーストラリアカード構想に対する否定的な意見を述べた『カード報告書』の勧告にもかかわらず、労働党政権は、カード導入の方針を変えなかった。

政府は、1986年10月22日に、議会上院に「オーストラリアカード法案（Australia Card Bill 1986）」を提出した。この法案提出に際し、当時の保健相は、次のような趣旨説明を行った。

「オーストラリアカード計画は、この政府が節税および脱税ならびに社会保障の不正受給に対処する上で、重要な役割を演じることになります。〔中略〕オーストラリア税制と社会保障制度に公平さと公正さを回復させるためには、双方の制度を集約化させる必要があります。これによって、私どもは一般の信頼を回復させることができるでしょう。

脱税と闘うために法案では、次に述べますような取引を行う際に、本人確認をねらいにオーストラリアカードの提示を求めることを考えております。つまり、金融機関での預貯金の口座開設、投資、一定の信託からの所得、第一次産品所得および不動産所得、海外送金、不動産取引、貸金庫の利用、公開会社の株式、先物取引、雇用ならびに指定支払の場合であります。これらについて、オーストラリアカードの提示を求めることにより、国税庁は一つの番号で直ちにあらゆる源泉の所得と連結する手段を持つことになります。こうした連結は、オーストラリアカード計画を成功に導く上で欠く事のできないものであります。

こうした飽くなく現金の流れの追跡から派生する効果の1つは、企業犯罪や組織犯罪に対する攻撃を上達させる、ということでありませう。」

(2) 政府、3度の挑戦、だが成立ならず

オーストラリアカード法案について、議会では、その目的だけではなく、損益分析、プライバシー問題など、多角的に審理された。しかし、この法案は、86年12月に、野党が多数を占める上院で否決され、不発に終わった。

政府は、87年3月18日に再度、議会下院に「オーストラリアカード法案 (Australia Card Bill 1986《No. 2》)」を提出した。しかし、4月2日に上院で再び否決された。

その後、総選挙が実施された。だが、選挙では、カード導入問題は大きな争点にはならなかった。政権は、引き続き労働党が担当することになった。87年7月11日に新内閣が誕生した。

政府は、87年9月15日に三度、議会下院に「オーストラリアカード法案 (Australia Card Bill 1986《No. 3》)」を提出した。このときには野党が支配する上院での反対を強行突破するために、上下両院合同協議会の開催を決めた。しかし野党は、87年9月23日に上院で、カード法施行に必要な規則の制定に反対する決議を行った。このため、仮にカード法案が議会を通過できたとしても、法律の実施ができない事態に追い込まれた。

87年9月24日、ホーク首相は、オーストラリアカード法案を廃案にする旨を明らかにした。ただ、同時に、この案件を今後も引き続き検討する旨を明らかにした。翌10月に議会上院は、この案件を憲法法律問題特別委員会に付託し、88年5月1日までに報告書を作成するように求めた。

頓挫したオーストラリアカード構想からの教訓

オーストラリアカードという名の国民総背番号制度を含む国民総身分登録証 (ID) カード構想は、議会での野党の徹底抗戦と国民各界からの強い反対にあい、ついには頓挫した。国民のプライバシーに多大な影響を及ぼし、生理的にも国民に好感を持たれないカード導入構想は、85年の税制改革の際に突如出現した。このため、背景に何

があったのか、さまざまな憶測が流れた。

一説には、労働党という、当時、性格的には有産階級とは一定の距離を置く社会主義政党がつくった政府が、有産階級の資産のあぶり出しをねらったとの見方もある。かつてイギリスの風刺作家、ジョージ・ウォーエルが描いた政治的独裁者「ビッグ・ブラザーズ」が支配する「ウォーエリアン体制 (Orwellian scheme)」.. づくりにあったのではないかと、との意見もあった。「「悪夢・ナイトメア」.. は、正夢になることなく幕を引いたことは、ラッキーであった」というのが、大方の識者の見解。いずれにしろ、政府の邪悪な計画への国民の大反発が、カード構想を頓挫させる引き金になったことは確かだ。

いずれにしろ、オーストラリアカード構想は、「全国出生・死亡・婚姻登録 (national births, deaths and marriages 《BDM》 register) システムを構築し、さらにはそこから基本情報の提供を受けて「オーストラリアカード登記簿 (ACR = Australian Card Register)」を設置し、データ監視国家の基本インフラを構築する計画。ねらいは、国民をデータ監視する「ナショナル・データベース」.. の構築にあった。

手順としては、全国民を対象に汎用の背番号 (マスターキー) を強制付番し、マスターキー付きのカードを交付する。このカードを税金が関係する広範な取引や給付行政などに幅広く提示するように求めることで、マスターキーで個人情報の収集・管理する仕組みをつくる。一方、政府は、官民にわたる各種機関には、各個人が提示した背番号 (マスターキー) をアクセスコードに使う情報口座 (データベース) を構築するように奨励する。このことで、国民全員のマスターキーを手にしている国家は、各所の分散されたさまざまなデータベースにアクセスして、国民を隅々まで監視できることになる。

・・・そうなるはずであったが、当時のオーストラリア国民は、こうしたデータ監視国家構想に「ノー」.. の意思を表示し、拒絶した。

翻って、わが国では、役人や管理社会大好きとの与野党の国会議員が、おばかさんの一つ覚えのように「社会保障カードで世直し宣言」.. とか?? 一方、大方の国民も「社保卡って何?」.. の状態。オーストラリアの教訓に学ばないといけないう! 無知が、国民1人ひとり的人格権を国家に委ねる仕組みへまっしぐらにつながる。

衆院選後（？）、 民主と自民が「社会保障カード翼賛会」の方向が — 問われる、民主の「マルチ商法汚染議員隠し」と 自民の「惨敗後の生残り策」！！

PIJ 社会保障カード反対プロジェクト

与党は、2009年度税制改正大綱で、納税者番号について「国民の理解を得て早期かつ円滑な導入を目指す」と謳った。これを受けて、自民党政務調査会は新春の1月28日、納税者番号や社会保障番号制度導入など、国民の所得・社会保障情報のデータベース化を進める「ICカードシステム・プロジェクトチーム（PT）」（委員長・村上誠一郎党税制調査会副会長）の初会合を開いた。今夏までに報告書をまとめる方向だ。

一方、野党の民主党は、同党の選挙用マニフェスト（政権公約）の中で、納税者番号の導入と、課税と社会保障の政策執行行政機関を一元化し「歳入庁」の創設を謳っている。

自民党の「生活安心保障研究会」（中川秀直議員らが中心メンバー）は、「給付つき税額控除」と「社会保障カード」などの政策を次期衆院選の党の公約にかかげる構えだ。一方、民主党も、次期衆院選をにらんで、党税制調査会（藤井裕久会長）が、2008年12月18日に税制抜本改革行動計画を発表した。その中で、「給付つき税額控除」と「社会保障番号」の導入を打ち出している。自民も民主も「社保カード万歳」、「社保番号万歳」で、政界は、あたかも「社会保障カード翼賛会」の様相を呈している。

流れを変える社保カード反対運動構築が急務だ。

民主にとり「住基ネット反対」は何だったのか？

いまのままだと、住基ネットを導入した自民と、導入に反対した民主が、同じ土俵にあがることになる。政府の社会保障番号、ないし社会保障カード構想は、PIJが口をすっぱくして批判してきたように、内実は、「国民登録証カード」、「国内版パスポート」の導入プランである。

あれだけ、住基ネット、住基コード、住基カード導入に反対した民主党は、今、何の罪悪感もなく、「社会保障番号」の導入とか、言い出している。これは、同党を支持してきた選挙民に対する背信以外の何ものでもない。当時の民主党と今の新生民主党とは違う？ そんなのは詭弁である。

PIJは、民主党に働きかけを強めている。だが、社会保障番号、社会保障カード問題には、関心がないように装う議員が大勢の状況である。要は、自分の「生活優先」、選挙での生残りだけ。まさにサラリードワーカー議員だらけである。国

民の人権などには関心を払う余裕などないといった態度である。何となく表面的に受けのよい政策を連発し、その中身をよく吟味する余裕も力量もない人たちの集合体のような状態だ。社会保障カード構想をねっている役人やITハイエナ企業は、高笑いしているに違いない。

住基ネットは、単なる血税のムダ遣いであった、では済まされまい。

いっそのこと、「大政翼賛会」をつくってから選挙したらどうか！

08年は「汚染米」が深刻な社会問題となった。「汚染」といえば、民主は「マルチ商法汚染議員」をかかえている。本当のところ、党の要職者を含め、汚染度はかなり深刻なようだ。いわば「時限爆弾」をかかえている状況にある。自民は、マルチ商法問題を調査している。だが、身内にも、汚染議員をかかえている。このため、当面、自民が起爆装置に火をつけることはなさそう

だ。まさに「臭いものにはふたをする」で談合政治が横行している。これでは、民主の「国民が主役」のキャッチが汚れて見える。

次期衆院選で、自民が惨敗した場合はどうなるのか？自民は、「爆弾」に火をつけないことを取引材料に、「大連立」を求め、与党として生残りをはかる公算が大きい。その際、「社会保障カード導入」が合言葉となる可能性も高い。民主のトップも、元は自民。「大政翼賛会」には、自らが将軍様でいられるのなら、異論はないのではないか？民主のマルチ商法汚染議員も、おとがめなしとなる。だが、これでは、二大政党論とかは、まやまし。国民不在で、議員の生活互助会そのもの。「大政翼賛会」やるつもりなら、選挙前にやったらいい。その方が、選挙民にはわかり易い。

住基ネットの基礎

住基ネットの主要なコンポーネント

- 「住民票コード」
- 「住基カード」
- 「指定情報処理機関（中央付番センター）」

住民票コードとは

住民基本台帳に記録されているすべての人の住民票に記載される、無作為に抽出された11けたの番号。付番は、外国人は対象外。

住民票コードの変更は可

住所、氏名などに変更があっても住民票コードは不変。ただし、本人の請求により、理由を問わず住民票コードの変更は可。（番号の指定は不可）

住民票コードの民間利用の禁止

住民票コードを民間が利用することは、法律で禁止。（住民票コードを基にした民間のデータベース（DB）構築は禁止。また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定。

指定情報処理機関（地方自治情報センター）が保有し、行政機関へ提供する本人確認情報

住基ネットから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名、生年月日、性別、住所）住民票コードとその変更情報に限定。

住基カードの取得、発行

本人申請による任意取得。各市区町村が発行。

社会保障カードとは何か！

こうした政治屋が国取り合戦を演じている背後で、役人がうごめいている。住基ネットでは、本

来、「データ監視国家3点セット」～〔分散管理型の国民情報管理のナショナル・データベース（地方自治情報センター）、背番号コード（住民票コード、マスターキー）、国民登録証ICカード（住基カード、マスターキーカード）〕～の実現を目指していた。ところが、このうち、住基カードを「任意取得」としたために、国民全員に身分登録証（ID）カード〔住基カード〕は普及しない。

で、いま、役人は、健康保険証などのICカード化を装い、国民が逃げられないサービスをターゲットに、「社会保障カード（仮称）」のネーミングで、国民全員に身分登録証（ID）カードを持たせようとしている。これにより、住基カードの実質的な「強制取得」に道を開こうとしている。マスターキーを格納した社会保障カードで、

いずれ、国家は全国民の診療や健診情報などセンシティブ情報を分散集約管理するのが可能になる。まさに、役人がすすめている社会保障カードは、人格権を公有化しようとする人権侵害の構想そのものだ。

診療サービスや介護サービスなどは、医院や民間病院、NPO、株式会社など民間機関も提供している。ということは、当然、社保カードは官民の領域で使われることになる。つまり、住基カードと異なり、社保カードの射程は、民間での自由な利用を促進し、幅広く民間取引に提示を義務づけることにある。

役人は、自治体ベースの住基ネット、住基カードには懲りている。で、今回の社保カード構想では、社会保障利用者に共通するICカードを発行するのは、国あるいは国が関与する機関を想定している。自治体は、カードを配るだけの存在に成り下がった。

社保カードでは、発行については「自治体抜き」、

「自治体はアンタッチャブル」の構図。地方自治などどうでもいい、中央政府が、自治体抜きに、市民を直接操縦できる「データ監視国家」の仕組みに仕上げるのが役人の狙い。だが、これでは社保カード

構想は、地方分権の思考からは隔絶した構想ではないか。

「公職者番号カード(SNカード)」を導入したらどうか？

社会保障カード制の基礎

社会保障カード制の主要なコンポーネント

- 「社会保障番号」
- 「社会保障カード」
- 「中央管理センター」

社会保障番号とは

- (1) 付番の対象：出生番号方式による外国在住者を含むすべての日本人+国内居住外国人
- (2) 付番方式：未定。選択としては、住民基本台帳に記録されているすべての人の住民票に記載される無作為に抽出された11けたの「住民票コード」の転用、基礎年金番号、新規の社会保障番号、カード発行番号など

社会保障番号の変更は不可

住所、氏名などに変更があっても社会保障番号は生涯不変の方向(ただし「住民票コード」の転用の場合は別)

社会保障番号の自由な民間利用は可の方向

社会保障番号の自由な(任意の)民間利用は法律で禁止しない方向。(社会保障番号を基にした民間のデータベース《DB》構築も禁止しない方向。また、行政機関や民間機関が利用できる事務や分野についても、法律で具体的に限定しない方向)

社会保障カードの発行、交付

社会保障カードは、国あるいは国が関与する機関が発行。各市区町村が交付。

いま、民主に求められているのは、「マルチ商法汚染議員」のような人物が、議員を続けられないようにする政策である。また、「役人天国」をただす政策である。「ビッグ・ブラザーズ大歓迎」、「背番号管理大好き」というのなら、むしろ議員やその秘書、高級官僚などを対象とした「公職者番号カード制」の政策提言をしてはどうか。「スッポンポン」になって、体験学習すればよい。

ネーミングは「ステータス・ナンバー・カード(SNカード)」でよい。1万円(税込)以上の取引には、罰則つきで番号表記のSNカードの提示を義務づける。一方、番号の提示を受けた者には、所轄の税務署へ番号付きの調書の提出を義務づければよい。税務署は、番号で各人のカネの流れを電子処理して、全国管理すればよい。そして、収支データを国民に公開すればよい。公職者の納税申告内容と突き合わせも容易になる。

こうやって、国民皆で公職者を監視すればよい。こうした監視が嫌な人は、公職に就かないことで、自分のプライバシーを大事にすればよい。

「庶民にプライバシーは要らない」といった感覚で、安易に社会保障番号の導入をすすめる政策がゆるされるというのなら、公職にある議員や官僚などにはプライバシーを主張する権利はないはずだ。「国民が主役」というなら、国民が、非行で汚染した議員や役人などを監視できる政策が最優先されるべきだ。汎用・多目的利用を前提とした社会保障番号、社会保障カードは要らない。

これまでの社保カードの主な経緯

- ・06【平成18】年5月31日：政府の経済財政諮問会議で、有識者議員は「社会保障番号」と「社会保障個人会計」の導入を提言
- ・06【平成18】年9月22日：社会保障番号に関する関係省庁連絡会議「『社会保障番号』に関する実務的な議論の整理」を公表
- ・07【平成19】年6月14日：社保庁の年金記録のどさくさに紛れて当時の安倍晋三元首相が、役人の後押しを受けて「社会保障番号」の導入を提言
- ・08【平成20】年1月25日：厚労省社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会(以下「社保カード検討会」)「社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書」
- ・08【平成20】年3月6日：最高裁住基ネット「合憲判決」
- ・08【平成20】年11月4日：社会保障国民会議『最終報告』
- ・08【平成20】年11月28日：厚労省検討会『これまでの論点整理』を公表
- ・09【平成21】年2月6日：第11回社会保障カード検討会開催

社保カード検討会の動向については、厚労省のHP
<http://www-bm.mhlw.go.jp/shingi/other.html#seisaku>参照

番号導入を狂ったように叫ぶ 「日本経済新聞」の“怪”

—「納番」、「社保番号」に続き、今度は「国民番号」と来た！

PIJ 社会保障カード反対プロジェクト

新聞は“公器”であるはずだが、中には、様子が怪しい新聞、あるいは疑問に感じる記事や論説も出てくる。番号導入を狂ったように叫ぶ日本経済新聞（「日経」）の最近の「社説」論調が大いに気になる。2009年2月1日（日）の社説「社会保障・納税者番号の実現へ踏み出せ」（「日経2.01社説」）に続く、2月23日（月）の社説「電子納税の普及へ国民番号の導入を」（「日経2.23社説」）が目につく。社説ではないが、同紙2008年11月19日（水）コラム・大機小機「給付金騒動と納税者番号」でも、“番号万歳”を説いている。そのほか、同紙の「経済教室」でも、番号万歳論者をしばしば登場させている。

通例、新聞は、賛成論と反対論を載せるのが常識。日経は、この常識がほとんど通用しない新聞。まあ、ライバル紙のある記者に言わせる

と「日経は財界のPR紙」とのこと。何とものならずける指摘である。財界のPR紙とも揶揄される日経のこと、番号敷設工事でITハイエナ企業が儲かる公共事業にエールを送る姿勢はわかる。だが、“番号万歳”記事が余りにも頻繁で、“異常さ”を感じる。“番号制で国民をきちんと監視し、正直者がバカを見ないように仕組みが必要”との論調は、額面どおりに受け取れるかどうか、疑心暗鬼だ。老婆心ながら、率直なところを言わせてもらおうと、「番号よりも財界のトイレ掃除に精力を注ぐのが先」だろう。財界のトイレが詰まって糞尿に塗れていても、その追求は甘いところを見ると、この新聞に、偏頗、思い込み報道の是正を願うのは期待薄なのかも知れない。

でも、一購読者にも、異論・反論を言わせて欲しい。

日経の“番号万歳”論調の素地は

08年11月4日の政府の社会保障国民会議『最終報告』が、「社会保障番号制・カード制を積極的に導入すべきである」と首相に提言したこと。政府税調も、納番制検討を再開。また、自民党の「生活安心保障研究会」（中川秀直議員らが中心メンバー）が、「給付つき税額控除」と「社会保障カード」などの政策を次期衆院選の党の公約にかける構えであること。一方、民主党も、次期衆院選をにらんで、党税制調査会（藤井裕久会長）が、08年12月18日に税制抜本改革行動計画を発表し、その中で、「給付つき税額控除」と「社会保障番号」の導入を打ち出していること。自民も民主も“社保カード万歳”、“番号万歳”で、政界は、あたかも「社会保障カード翼賛会」の様相。

こうした空気が、日経社説を書いている論説委

員や記者に、“新たな番号制の導入で、IT企業に大規模公共事業をもたらす好機”と考えさせ、紙面に頻繁に“番号万歳”の記事を登場させている理由であろう。

社保カードで、医師の電子カルテが見放題などありえない

日経2.01社説では、厚労省が練っている「社会保障カード」構想が日の目を見れば、年金・健康保険・介護保険などを統合したICチップを埋め込んだ1枚のカードで、サービス「利用者はカードをパソコンに差し込んでパスワードを入れれば、年金保険料の支払い記録や将来の想定受取額を確認できる。病院や診療所にかかったときの診療報酬明細も見られる。電子カルテシステムとの接続もできるようになるだろう」と。

しかし、こんな危ない持論は、メディアを使っ

て展開して欲しくない。患者をはじめとしたカード利用者は、ICカード読取機にカードを挿入してパスワードを入れれば、年金、介護の利用状況、診療報酬明細（レセプト）などが見られる、電子カルテシステムと接続・連動できればなおさら便利との論調は、どう見ても納得できない。社会カードが医療の電子化をはじめとした電子政府の必須アイテムといった稚拙な論調は、あまりにも荒っぽい。

こんな論調が正論であるとすれば、カードの紛失によるプライバシーの垂れ流しは仕方がない、利用者がガンや不治の病にかかっている患者自身で検索できるから医者が告知する手続など要らない、医師の刑法上の守秘義務などどうでもいい、ということになりかねない。で、同じ日経2.01社説で、「社会保障カードの設計を見ても、読み取れる情報には病歴などプライバシー性が極めて高いものが含まれる。保護対策に万全を期するのは当然である」と。だったら、はじめから「電子カルテシステムとの接続もできるようになるだろう」とは言えないのではないか。

要するに、社会保障カードがあれば誰でも、ネットを通じて医師の電子カルテも見放題の仕組みにエスカレートする危険を伴うシステムは、いかに、効率的であるとしても、恒常的に人格権を侵害する仕組みに変容する可能性は極めて高い。やはり、いただけない主張である。

同じ日経2.01社説では、「社会保障番号は事実上の納税者番号としての役割も想定されている」とまで、勝手に拡大して持論を展開しているが、暴論に近い。すでにふれたように、汎用カードは、一見効率的なように見えるが、プライバシー侵害の可能性を高めるツール（道具）にもなる。“納税者番号と社会保障番号とが違って当然”という思考が停止した日経社説の論調そのものが問題ではないか。複数の個別番号づくりは非効率、1つの番号の自由な利用、汎用が効率的との論調。だが、1つの番号を多目的利用させた結果、「成りすまし犯罪」などで手が付けられなくなっているのが、アメリカの「社会保障番号（SSN = Social Security Number）」運用の現実である。日経2.01社説を書いた人はよく勉強した方がいい。1つの背番号の汎用で「セキュリティ・ホール」が限りなく大きくなり、取り返しがつかなくなっても、次の世代にあなたは責任を負えないのだから。責任ある新聞として、メディアを使って、いい加減な持論は展開しないで欲しい。

「電子納税の普及に国民番号の導入」って何？

日経2.23社説では、わが国では、電子納税（e-Tax）の普及が思わしくない。で、今度は、「国民〔総背〕番号」というネーミングの番号を入れる、と来た。日経2.23社説は、「電子納税を広めるためには制度見直しも必要だ。領収書などの添付は昨年から免除されたが、本人確認も暗証番号でできれば便利である。ただ確定申告の大半は還付目的であり、詐欺を防ぐには本人固有の証明番号（ID）が必要だ」と説く。

わが国で電子申告が普及しないのは、住基カードなどを使った電子証明書がないと電子申告ができないことが最大のネックになっているためだ。アメリカなどでは、暗証番号と前年度の申告額の数字などで本人確認をするかたちになっている。日経2.23社説が指摘するような「詐欺を防ぐには本人固有の証明番号（ID）が必要」との指摘はミスリーディング。仮に、私たちがネットを使ったホテルの予約に電子証明書が必須としたら、どうなるであろうか。今のようにサイバー予約は普及しなかったのではないか？ 諸悪の根源は、複雑な暗号技術を応用した「電子証明書」であることは自明のところだ。

確かに、電子政府（e-Japan）構想に乗って、わが国の電子申告では、電子証明書を使う仕組みとした。産官学で仕上げたこの「e-Japan構想」は、IT企業にとってはおいしい公共事業に違いない。だが、ふつうの市民の人たちが電子納税するのに電子証明書の利用を強要するのは、あまりにも使い勝手が悪い。アメリカのような、少額の負担で利用できる「電子申告代行業者（e-tax provider）」の制度も、わが国にはない。こうしたサービス業者を新設できない背景には、税理士の業務独占の緩和もままならないこともある。記者は、よく勉強してから記事を書くべきだ。

いずれにしろ、日経2.23社説が言う「本人固有の証明番号（ID）」へのこだわりが、わが国電子申告システムが機能不全に陥っている原因の一つだ。

日経2.23社説は、「海外で電子納税が普及した背景には、社会保障番号などIDの存在が見逃せない。納税手続きを効率化し電子政府を推進するには、こうした国民番号の導入を検討すべきだ。」という。だが、海外で電子納税が普及した背景にID番号の存在があるなど、信憑性を疑

う。ID番号で電子申告が普及するなど謬論である。国民全員に背番号（ID番号）である住民票コードをつけたこの国で、納税者が、税理士など代理人に依頼しない本人申告で、文書ではなく電子申告を行ったのは1%強の程度。“番号で電子申告が普及する”と見る社説が正しくないことの証拠が揃っているではないか。社説がいうID番号が電子申告普及の起爆剤になるとは思えない。電子納税の普及には、電子証明書の利用強制をやめて、暗証番号あるいは現在各納税者に付けている納税者整理番号を使うことにすれば十分である。

まったく意味不明なのは、「国民番号の導入を検討すべきだ」のくだり。「国民番号」って何だ。「国民総背番号」のことか？わけが分からない。思いつきでマスメディアに新語を登場させてはいけない。血税をふんだんに注ぎ込んで稼働させている住基コードと住基カードを核とした住基ネットは欠陥製品とでも言いたげな雰囲気。だが、日経は、一貫して、産官学ですすめてきたこの“欠陥製品”をサポートしてきたではないか。

いずれにしろ、血税の浪費、札束が乱舞する公共事業となる新たな番号制など、絶対に要らない。電子申告の仕組みを簡素にすることで十分である。IT企業においしい議論ではなく国民・納税者の利益を第一に、冷静に社説を書くべきだ。

産官学とつるんで国民の人格権を弄ぶ論調はやめよう

役人は、自治体ベースの住基ネット、住基カードには、少々懲りている。で、今回の社保卡構想では、社会保障利用者に共通するICカードを発行するのは、国あるいは国が関与する機関を想定している。自治体は、カードを配るだけ。I

Cカードの発行については、“自治体抜き”、“自治体アンタッチャブル”の構図。地方自治などどうでもいい、中央政府が自治体抜きに市民を操縦できる「データ監視国家」の仕組みに仕上げる方向だ。だが、地方分権の思考からは隔絶した構想ではないか。住基ネットは、単なる血税のムダ遣いであった、では済まされまい。

日経が次々と説く、「納番」、「社会保障番号」、「国民番号」といった提案に欠けているのは、「データ監視社会」の視点である。社会保障給付の効率化・電子化、こういった議論だけが一方的にすすめられて行くと、社保卡構想に隠された“国民IDカード”の導入がかすんでしまう。意図的かどうかは問わないにしても、まさに、この点が、日経論調の「落とし穴」である。

日経2.01社説や日経2.23社説を書いた人が、厚労省の練っている社保卡構想が、市民の移動の自由に大きなインパクトを与える“現代の通行手形”、“国民IDカード”導入プランとの認識がないほど、淡白な純粹経済人間とは思えない。産官学とつるんで国民の人格権を弄ぶ論調はやめて欲しい。

日経に限らず、マスコミには、厚労省が練っている“「社保卡」が、住基ネットで任意取得としたために普及しない「住基カード」代替案、強制取得案である”という真実を報道すべきだ。国民が「社保卡という名の国民登録証（ID）カード導入構想」を理解した上で、その是非を熟慮できる機会を保障する責務があるはずだ。社保卡構想の“闇”を暴く積極的な報道が求められている。残念ながら、「健康保険証のICカード化」に厚化粧された社保卡構想の“化けの皮”がはがされるにはいたっていない。マスコミの責任は重い。

CNNニュース今号2頁以降で紹介した『ジョージ・ウォーエル（George Orwell）』とは？

イギリスの風刺作家。本名、エリック・アーサー・ブレア（Eric Arthur Blair、1903 - 50）。インド、ベンガル州に生れる。イートン校に学び、インド帝国警察に入って、当時英領のビルマで勤務（1922 - 27）。大英帝国の政治的腐敗を告発、通常の市民生活を拒否し（小説『ビルマの日々』1934に詳しい）、ロンドンで乞食生活を送った。この生活体験を素材に『パリ・ロンドン零落記』（1933）を執筆。また、体験や研鑽をもとに、『牧師の娘』（1935）『葉蘭を、そよがせよ』（1936）『ウィガン波止場への道』（1937）『カタロニア賛歌』（1938）などを執筆した。第二次世界大戦中は、BBC（イギリス放送協会）やオプザーバー紙の戦場通信員を務め、トリビューン紙にも寄稿。共産主義思想への強烈な風刺である、『動物農場』（1945）を執筆。この傑作に続き、政治的独裁者（ビッグ・ブラザーズ）の脅威を描いた風刺小説『1984年』（1949）を執筆、来るべき監視社会を予言した。ちなみに、風刺小説『1984年』の邦訳は、ジョージ・ウォーエル『オーウェル評論集』（小野寺健編訳、岩波文庫・赤262 - 1）ジョージ・ウォーエル『1984年』（新庄哲夫訳、ハヤカワ文庫、1972年）などがある。一読されたい。

石村耕治 PIJ代表に聞く

診療報酬オンライン請求義務化違憲訴訟 と「社会保障カード」

《話し手》 石村耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

《聞き手》 中村克己 (CNNニュース編集局長)

約 1,000人の医師が、社会保険「診療報酬明細書(レセプト)」オンライン請求の義務化は「営業の自由」を保障した憲法に違反するなどを理由に、国を相手に電子申請義務の不存在確認と、慰謝料を求めて訴訟を提起した。この訴訟は、社会保障カ-

ード問題ともつながっているようにみえる。そこで、石村耕治PIJ代表に、厚労省がすすめている「社保ネット」構想の流れの中で、この訴訟の持つ意義について聞いた。

(CNNニュース編集部)

「レセプト」オンライン請求の義務化とは

(中村)「診療報酬明細書(レセプト)」処理の電子申請の義務化は、どういう点が問題だということでしょうか？

(石村) 役所の一方的な命令(2006年4月に出された厚生労働省令111号)で、原則2011年4月より医療機関による社会保険診療請求は「電子情報処理組織」(いわゆるオンライン)を用いることが義務化されます。ところが、現在、紙や電子メディア媒体(USBなど)による請求が圧倒的多数なようです。それが認められなくなるのですから、大変な医師も出てきます。

(中村) 税の世界でも、電子申告が奨励されていますから。ある意味では、レセプト処理電子申請も時代の流れではないのでしょうか？

(石村) そういう考えもあると思います。ただ、レセプト作成専用のPC(パソコン)を導入するとなると、300万円前後かかるようです。電子申請に付いていけなくなる医師も少なくないようです。清貧な生活をし、地域医療に日夜献身している開業医なども犠牲になる可能性が大有りです。神奈川県保険医協会では2006年8月に会員を対象にアンケート調査をしました。その結果、12.3%の会員が開業医を辞めると回答してきたとのことでした。

(中村) オンライン化は段階的にすすめられるのでしょうか？ 2011年4月からはオンライン請求より認めないというのも、どうかと思いま

すね。税金の申告でも、紙媒体の申告は認めていますからね。要するに、オンライン化計画は、ITハイエナ企業へ棚ぼた利益を与えることを狙いとした産官学共同の公共工事の一つですよ。

(石村) 道路とか、橋とかの公共事業には国民の批判も強い。しかし、オンライン化構想は、まさに「IT投資」という国民の目に触れにくい私たちの公共工事そのものですね。

電子申請義務化違憲訴訟とは

(中村) で、今回、電子申請義務化違憲訴訟を起すことになったわけですね。

(石村) 神奈川県とか、東京都、埼玉県の医者約1,000人が、こうした義務化は、医者の「営業の自由」を侵害する憲法違反の命令だとして、国を相手に裁判で争うことにしたわけです。署名を集めて厚生労働省と交渉を行い、国会で質問もした。けれども、役所は義務化を撤回しなかった。

(中村) そこで、義務化撤回の裁判を起したわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。神奈川県を中心に34都府県の医者約1,000人が、国相手に、省令に従う義務がないことの確認などを求めて09年1月21日に、横浜地裁に提訴したわけです。

レセプトオンライン請求義務化の問題点

(中村)レセプトのオンライン請求を義務化することで、全住民の診療情報を集約し「国家管理」できることになることが一番問題なのですか？

(石村)そうしたことも大きな問題です。「憲法改正して、徴兵制を敷く」という勇ましいウイングもあります。将来的には、若い人たちの「自動徴兵検査」も、こうした診療情報を流用すれば、瞬時にできてしまうことが危惧されますね。診療情報ないしは健診情報の軍事転用の可能性が高まりますね。

(中村)ということは、やはり、診療情報の目的外流用が一番の問題ということになりますか？

(石村)レセプトには、患者が医療機関で診断されたケガや病名、受けた診療の内容などの診療情報が書かれています。オンライン請求の場合、医療機関から審査支払期間に送られたレセプトのデータは、審査の後、保険者にデータ送信されず。同時に、その中身は匿名化され、役所にも提供されます。ただ、専用線ではなくインターネットを使って、各医療機関から診療情報を流通させることは、漏えいの危険性があります。病名、診療内容が悪用され、さまざまな犯罪に利用されるかもしれません。のぞき見される危険もあります。

(中村)電子媒体情報は紙媒体の場合とは異なり、大量の情報を集約管理できますから、診療情報が垂れ流しになったときには、怖いですね。

(石村)確かに、厚労所のガイドラインに従ってデータをやり取りすれば、情報漏れの危険性は少

ないかもしれません。しかし、診療情報を、金融機関のATMが使っているような専用線ではなく、インターネットで流通させることは、被害を大きくする原因になると思います。ともかく、診療情報のようなセンシティブ情報をインターネットで流通させるのは、セキュリティ上のさまざまな問題があります。詳しくは、全国保険医団体連合会が出している冊子『あなたの診療情報は狙われている～レセプトのオンライン請求“義務化”に潜む罠』などを参照してください。

診療情報は、いわゆる「出玉調整」に活用される

(中村)診療情報の集約管理は、言い方が悪いかも知れませんが、パチンコでいう「出球調整」に使われる可能性が高いですね。

(石村)仰せのとおりです。介護保険がすでにそういう状況にあるといえます。厚労省は、保険対象サービス・メニューや介護保険料の改定に、市区町村から厚労省に送達された介護保険情報を活用しています。事実、医療保険についても、国はレセプトの診療情報を使って、医療費の給付を調整しようとしています。実際、オンライン請求で集められた患者の診療情報は、2011年度までに厚生労働省が全国規模で収集し、分析する仕組みが整備されます。一方、2008年4月から実施されている保険者による健診(特定健診)の情

コラム

「レセプト」処理の電子申請の義務化

「レセプト」とは、患者が各種保険証を使って医療機関(病院・診療所)で診療を受けた場合に、医療機関が審査支払期間を経由して「保険者」*に医療費を請求するための明細書(診療報酬明細書)のことです。レセプトには、患者の名前や生年月日のほか、ケガや病気の名前、治療を開始した日、投薬、処置、手術、検査などの詳しい内容とその点数(診療報酬)が書かれています。医療費は、審査を受けた後、各医療機関に支払われます。

オンライン請求の義務化とは、レセプトをインターネット回線を用いて請求する方法に限定すること

です。従来から、レセプトの提出方法は、(1)手書きで紙レセプトを提出、(2)コンピュータで紙レセプトを作成・提出、(3)コンピュータでデータを作成してCD-Rやフロッピーディスクなどの記録メディアで提出の3通りがあります。これに加え2007年4月から、(4)医療機関からISDN回線やインターネット回線を用いて、オンラインで電子的に請求する方法が加わりました。

これら4つある方法を、2011年4月以降は、原則的に(4)の方法に限定する、というのが「オンライン請求の義務化」です。

*健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のこと。健康保険の保険者には、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、後期高齢者医療広域連合の4種類があります。

(このコラム作成にあたり、全国保険医団体連合会のHPなどを参照しました。)

報も、国が全国的に集約の方向です。レセプトの診療情報と健診情報をリンケイジ（連結）させて活用するとしています。

（中村）こうした診療情報と健診情報の連結は、国や保険者が負担する保険が適用になる医療サービス給付を制限することが狙いですよね。

（石村）レセプトデータから、診療科目別、ケガ・病気別の「平均報酬」を割り出す。医療機関から請求があると、最初にコンピュータを使って自動審査し、請求額が「平均報酬」より高いとヒットした事案を、さらに審査員が詳しく審査して、厳しく減額する。医療機関側も、次第に、平均報酬より高くないように、治療内容を制限しながら保険診療をするクセがつくように仕向ける。まあ、ここまではいいとして、究極的には、審査で認められない医療は、全額患者の自己負担にする。こういう方向にすすめるという魂胆でしょう。「健保難民」を大量につくる方向へ向かうことが危惧されます。

診療情報の民間開放の“闇”

（中村）保険診療の制限は、混合診療（保険診療＋自由診療）、公的健康保険の使えない自由診療、あるいは民間保険を使った自由診療の広がりにつながる可能性がありますね。診療情報の民間企業への垂れ流しも危惧されますね。

（石村）まあ、市場主義の流れ拡大の一端でしょう。ただ、憲法は、政府に対して国民の生存権を保障するように求めています。国民の最低で文化的な生活を、民間保険、自由診療の拡大で保障できるのかどうかについては、精査する必要がありますね。

それから、政府の「規制改革会議」は診療情報の民間活用を求めています。いま政府は、民間による診療情報・健診情報の自由な活用を検討しています。仮にこうした情報を民間の保険会社が自由に活用することができることになるとすると、どうなるのでしょうか。保険加入希望者にDNA検査を強要し、DNA治療を条件に保険加入を認めるといったビジネスモデルが大手を振って闊歩することにもなりかねません。また、雇用に、診療情報・健診情報の自由な活用が許されるとしたら、今以上に、健康を理由とした雇用差別を助長することが懸念されます。診療情報・健診情報は極めてセンシティブ、デリケートな情報です。民間企業が、医療費の請求という本来の目的を外

れ、しかも、患者の同意なしに個人の診療情報を利用することは、人格権の侵害にあたるといえます。診療情報の民間開放の“闇”に徹底的にメスを入れ、問題点を国民の前に明らかにする作業が求められています。

（中村）厚労省や政府は、患者が安心して診療が受けられる体勢とは程遠い仕組みを想定しているといえますね。レセプトオンライン請求の義務化で診療側を徹底監視する。その一方で、社保卡を導入して患者を徹底監視する。厚労省って、本来、こんな国民監視政策をたてる役所だったのですかね？

オンライン化で、カードがあれば、医師の電子カルテが見放題？

（石村）仰せのように、現在、厚労省が検討している社保卡構想とレセプトオンライン請求の義務化とは、深く絡みついています。もっとも、医療関係者の中では、「社保卡は保険証のICカード化」という認識も強いのが現実ですが。事実、医療関係者には「社保卡は医療の電子化に必須アイテム」といった稚拙な条件反射も散見されます。

年金、健康保険、介護保険など社会保障利用者に共通するICカードを配るのが“社保卡構想”。基本情報などを登載したICチップを埋め込んだカードは、国が日本国籍を持つ人と居住外国人を対象に全員に発行し、市区町村を通じて配る。患者をはじめとしたカード利用者は、ICカード読取機カードを挿入してパスワードを入れれば、年金、介護の利用状況、診療報酬明細などが見られる。電子カルテシステムと接続・連動する方向性も検討されている。カードの紛失によるプライバシーの垂れ流しは仕方がない、利用者がガンや不治の病にかかっているにもかかわらず医師が告知する手続など要らない、医師の守秘義務などどうでもいい、といった滅茶苦茶な内容のものです。

（中村）レセプトオンライン請求義務化を契機に、カルテの電子化も義務化の方向へすすむのでしょうか？いずれは、社会保障カードがあれば誰でも、ネットを通じて医師の電子カルテも見放題の仕組みにエスカレートする危険も高いわけですね。

（石村）そういう方向へすすむ可能性も高いですね。しかし、医師の守秘義務とかは“風前のともし火”と化します。社会保障カードとパスワードを手にした者は、患者本人でなくとも、インター

ネットを通じて、診療情報、病歴などを見られることになる。こうしたシステムを現実のものにするには、いかに、効率的であるとしても、人格権の保護の観点から絶対にゆるされません。「セキュリティ・ホール」が限りなく大きくなって、取り返しがつかなくなるおそれがあります。

ただ、こういった議論だけが一方的にすすめられて行くと、社保卡構想に隠された「国民IDカード」の導入がかすんでしまう。まさに、「落とし穴」です。

(中村) まあ、医療関係者の多くは、厚労省の練っている社保卡構想が「現代の通行手形」、
「国民IDカード」導入プランだとは想定できないかも知れませんがね。

(石村) その辺が問題です。先般も、地方の保険医団体に求められて、「社保卡」構想に関するレクチャーをしてきました。厚労省令によるレセプトのオンライン請求義務化は「営業の自由」を保障した憲法に違反するというシナリオは、大勢の参加者は理解しているようでした。しかし、

厚労省が練っている「社保卡」が、住基ネット上で任意取得としたために普及しない「住基カード」代替案、強制取得案である、という理解には程遠い現状にあるようでした。残念ながら、「健康保険証のICカード化」と言った厚労省の「煙幕を張った作戦」は、いまだ浸透し続けている感じを受けました。医療関係者の中でも、「レセプトのオンライン請求義務化」と「社保卡という名の国民登録証(ID)カード導入構想」とが連動して捉えられていない、というのが実感でした。

(中村) 住基ネットに反対した民主党までもが「社会保障番号、万歳」、
「納税者番号、万歳」を叫び出しています。妖怪七変化のような政党に集う連中の成れの果てなのかも知れませんが、「管理大好き、ビッグブラザー体質丸出し」のところか
気になります。ますます社保卡構想の「闇」を暴く積極的な活動が求められていますね。石村代表、今回は、レセプトのオンライン請求義務化についてのお話をありがとうございました。

最新の気になるニュースを分析する

自民の納番制導入検討活発化、民主も同類、国民・納税者はカヤの外でいいのか？

PIJ 社会保障カード反対プロジェクト

日経新聞が狂ったように、やれ「納税者番号」だ、「社会保障番号」だ、「国民総背番号」だと騒いでいることについては既にふれた。この新聞が、不可思議な騒ぎしている背景には、財務省だけでなく、自民や民主などメジャーな政党の「番号管理大好き議員」連中が、積極的な動きを見せている背景がある。裏返すと、住民票コードと住基カードで国民を監視する住基ネットが、国民データ監視システムとしては「欠陥製品」であることがわかってきたためであろう。だが、民主党の議員には、少し頭を冷やして考えて欲しい。民主党は、住基ネット導入時の住民基本台帳法の改正に反対し、徹底抗戦をしたはずではないか。あの反対運動を、過去の「史実」として忘却の彼方に葬り去ることでよいのだろうか？

納番制導入をめぐる最近の自民の主な動き

昨年末から、納番制導入を検討しようという自民の動きが積極化してきている。主な動きをあげると、次のとおり。

2008年12月10日

政府・与党、税制改正「中期プログラム」で、納税者番号導入を検討

政府・与党がまとめる今後の税制改革の全体像を示す「中期プログラム」の原案の中で、所得税改革では「格差是正」を掲げ、最高税率を引き上げる方針を打ち出した。消費税率は引き上げ、社会保障目的税化する。国際競争力強化のため、法人税の実効税率を引き下げる。その一方で、課税の適正化や納税者の利便性向上を名目に、納税者番号制度の導入を準備する方針も示した。

また、納番制導入検討を含む税制改正案は、自民党税制調査会（津島雄二会長）の幹部会合で大筋を了承した。同月12日に決定した2009年度の与党税制改正大綱に盛り込まれた。

2009年1月19日

麻生首相、参院予算委で、「納番制、検討の必要性」を強調

麻生首相は1月19日に、参院予算委員会で、「納税者番号制度を検討しなければいけない。社会保障を充実するためにも、同制度はものすごく大事だ」と述べ、十分に所得を捕捉できる納番制の検討を急ぐ考えを示した。

2009年度与党税制改正大綱にも、納番制導入の準備をする旨をうたった。

2009年1月28日

納番制導入を検討、自民PT初会合、社会保障にも活用

納番制導入については、2009年度の与党税制改正大綱に盛り込まれた。また、政府は2009年度税制改正関連法案の附則に「納税者番号導入の準備を含め、納税の利便向上と課税適正化を図る」と明記した。これを受けて、自民党は1月28日、党本部で、政務調査会、e-Japan特命委員会「ICカードシステムに関するプロジェクトチーム（PT）（村上誠一郎委員長）の初会合を開催した。議題は、「ICカードシステムに関する世界各国の実情」について。有識者ヒアリング（講師：日本ユニシス）を実施した。資料としては、「海外電子政府の現状について」が配布された。

自民のICカードシステムに関するPTは、e-Japan特命委員会の傘下に置かれていることからわかるように、各人の背番号（マスターキー）が格納されたICカードを完成度の高い電子政府の実現の要と見ている。言い換えると、電子政府の実現には、汎用・多目的利用を前提とした“背番号”と、現代版通行手形ともいえるIC仕様の“国民登録証（ID）カード”が必須アイテムというスタンスにある。もちろん、背番号システム構築で、新たに大掛かりな公共工事の受注を狙うIT企業とつるんだ企画。

この会合では、すべての納税者に背番号を振って所得を把握する「納番制」の導入に向けた検討を始めた。しかし、ここで言う「納番制」とは、当然、税金だけでなく、年金、医療など社会保障

の負担と給付の情報も一元的に管理できる仕組みを想定している。つまり、実質的な意味での“国民総背番号制”の導入で、国民監視の徹底を図ることが狙いだ。今夏をめどに提言をまとめ、政府に実現を求めていく方向だ。

ICカードシステムに関するPTは、住基ネット活用も視野に入れている。また、番号コードにかえて指紋ないし静脈の形状、虹彩などで個人を識別する生体認証情報の採用も検討課題に。さらに、番号カードの利用は、公的分野だけではなく、電気や水道など公共サービスのほか、民間ビジネスでの活用案も浮上。ただ、「プライバシー保護の観点から問題がある」という納番制に対する根強い反対も出たもよう。

納番制導入をめぐる最近の民主党の動き

昨年末から、納番制導入を検討しようという民主党の動きが積極化してきている。

2008年12月24日

民主党税制抜本改革アクションプログラムで、納番制導入を提案

民主党は、同党が発行した「税制抜本改革アクションプログラム～納税者の立場で『公平・透明・納得』の改革プロセスを築く～」の中で、次のように述べている。

「所得再分配機能を高めていくためには所得控除を税額控除に替えるだけでなく、『給付付き税額控除』の導入を進める。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付する制度である。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度となる。『給付付き税額控除』は多くの先進国で既に導入されており、わが国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、以下のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討する。」（引用者傍線）

さらに、「税制抜本改革アクションプログラム」では、次のように述べる。

「民主党は、社会保障制度の効率化を進めつつ、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障をより手厚くするために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠であり、そのためには番号制の導入が必要と考える。

このような考え方に立ち、社会保障給付と納税の双方に利用できる番号制度の早急な導入を進める。

利用する番号として最も望ましいのは、「消えた年金」「消された年金」の再発を防ぐため国民全員に交付する「年金通帳」の番号であるが、早急な番号制度の導入が必要なことから、政府が現在検討している社会保障番号も含めて検討していく。」

以上のように、民主党は、政権を奪取できれば、納番、社会保障番号を積極的に導入していくというスタンスにある。来るべき総選挙で、私たちが、自民、あるいは民主に一票を投じるとする。このことは、「納税者番号」と呼ぶか、「社会保障番号」と呼ぶかは別として、住基ネットをこえる強烈な「国民背番号制」にゴーサインを与えることを意味する。民主も「番号導入大賛成政党」であることを忘れないで、的確な判断に基づく投票行動が求められる。

納番制論議で、国民・納税者はカヤの外でいいのか？

自民、あるいは民主が「納税者番号」のネーミングで検討している構想は、全国民や居住外国人に背番号コードを振り、その番号で収入情報を一括して管理する仕組み。社会保障番号カード構想、国民総背番号カード構想も、内容的にはほぼ同じ。

ただ、租特（租税特別措置）を山ほど設け不公平税制を拡大し、特定納税者に「合法的な脱税・節税」を認めているのに、納番制を導入しても、捕捉されるのは、主婦のパート収入とか、サラリーマンのサイドビジネス収入とか、「雑魚」だけになることは明らかだ。したがって、納番制は、「もともと裸」とか言っている空元気のサラリーマン・OL、主婦や学生、外国人などが主なターゲットで、最も大きな影響を受けることになる。金持ちは、節税商品に走ったり、海外へ逃避するにちがいない。納番制の導入で、所得の捕捉が高まるとか、地下経済や脱税などをあぶり出せると言うが、これはほとんど「迷信」に近い。逆に、納番制は、庶民の金融プライバシーを恒常的に侵害することにもつながりかねず、稚拙な導入は危険だ。とりわけ、最近の納番導入論議は、データ監視国家構想とリンケージしている。自民や民主が唱える「納番制」は、額面どおりの課税目的限

定の「納番制」を指していないことから、ネーミングに騙されてはいけない。

納番制の導入は、まさに国民生活、経済などに大きな影響を及ぼす重要な政策課題。だが、これまでの常識だと、新政策や制度は、政権政党、自民党の内部、あるいはIT企業や役人など利害関係者の談合（審議会）などで決められる。国民・納税者がカヤの外に置かれたまま、役人が政府立法を仕立て、多数政党の独断で決められる。納番制、イヤ国民総番号制が、こんなかたちで導入されたらたまらない。こんな仕組みで常時監視されるなど、まともな国民・納税者ならば誰も望まないはずだ。だが、政権交代しても、今度は、民主も「管理されるのが大好き議員」、連中が納番大賛成で、先行きは予断をゆるさない。

そもそも、利子・株式譲渡益等の総合課税には、納番は必須アイテムではない。金融機関や証券会社に本人確認を行わせるとともに、支払調書の提出を義務づけ、国税庁が適切な名寄せ体制をとるなら、所得の把握は十分可能。納番は不要だ。もっとも、財務省役人や財界人の頭の中では、総合課税の実現などまったく想定外であろう。二元的所得税の思考のもと低税率での金融所得一体化課税の実現しか頭にないのではないのか。ただ、納番制がない現在でも、特定口座制度はちゃんと稼働していることから見ると、完成度の高い金融所得一体化課税の実現にあたっては、納番制が不要であることは自明のところだ。また、働いても貧しい人たち（ワーキング・プア）を向けに「給付つき税額控除」を導入するとする。この場合も、納番制は必ずしも必須アイテムではない。

納番制の導入のコストは、行政側だけでシステム構築時の初期費用（イントロダクション・コスト）だけでも数千億円、経常費用（ランニング・コスト）で数百億円と巨額に登る試算。これが、社会保障とかにまで及ぶと、コストはますます膨らむ。こんなもの要らない。

社会保障番号の汎用で、成りすまし犯罪者天国化は必至

今、やれ「納税者番号」だ、「社会保障番号」だ、「国民総背番号」だと騒いでいるのは、「任意取得としてしまったことによる住基カードの失敗」を挽回したいためだ。言い換えると、パスポートや運転免許証のような「持たない自由がゆるされ漏れが出てくる分野ではなく、社会保障分野

のように誰も逃げられない分野を“人質”に、マスターキー（得番号）が格納されたICカードの強制交付に途をひらこうということにある。

仮に「社会保障カード（社保カード）」のかたちでマスターキーカードが全員に交付されるとする。この場合、官民にわたる多様なデータベースには、各人の社会保障番号（マスターキー）で個人情報が分散管理されることになる。政府、役人は、必要に応じて公権力を行使すれば、国民・納税者のプライバシーは見放題という仕組みができることになる。

また、社保カードが、健康医療分野のみならず、納税その他の行政目的、さらには民間利用に供されるとする。そうなれば、各人の多様な個人情報は、各所のデータベースに分散管理されることになる。まさに、各人のさまざまな個人情報を、各所のデータベースに共通のアクセス番号（背番号）を使って分散して管理することで、人

格権をトータルに公有化しようという人権侵害の構想に他ならない。こうした構想をゆるすことは、若い人たちにとっては、いずれいつかは徴兵のための“兵役身上調査”の電子処理にまで行き着くということを想像する力も必要だ。

社会保障番号あるいは社保カードの導入をゆるせば、遅かれ早かれ、個人情報に頻りに成りすまし犯罪者ないし悪しき情報屋の餌食となり、手が付けられなくなるのは目に見えている。汎用番号の採用、あるいは一つの番号の多目的利用の怖さを知らず、稚拙な動きに走る民主や自民の議員たちには、もっとデータ・セキュリティについて真剣に勉強して欲しい。社会保障番号の汎用で“成りすまし犯罪者天国”、化が深刻なアメリカの実情を、“血税”を遣って視察してきてはどうか。あなた方議員は、賞味期限ありで、プライバシー漏えい事件が多発し、取り返しがつかなくなっても、次の世代には到底責任を負えないのだから。

《最新のニュースを斬る：総務省の新型住基カードを問う》

問われる総務省の新型の 生体認証情報式「住基カード」

（CNNニュース編集部）

総務省は2008年12月15日、身分証明機能を強化した新型「住基カード」モデルの導入を発表した。2009年4月から全国の市区町村で発行するという。新型モデルでは、カードの券面に加え、ICチップにも、氏名、住所、「デジタルデータ化した顔写真」などの情報を搭載。パソコンによる本人確認や年齢の機械判定に対応可能になるという。金融機関などは、総務省が配布する専用ソフトを使ってこれを読み取り、身元確認に利用できるようにすることだ。このように、住基カードを公的IDカードとしての認証機能を高め、いずれは、全員も携行を義務づける魂胆なのだろう。

生体認証情報は各個人の究極のプライバシーだ。新型モデルで危険なのは、顔写真のデジタルデータ化だ。これは、実質的に、個人情報である顔写真を生体認証情報化して収集・管理することを意味する。また、究極的には、犯罪人摘発を目的とする顔面認証技術とも結びついてくる。自治

体は、「住民性悪説」に基づいて、住民は悪いこととするかも知れないから、あらかじめ顔面情報を収集・管理することになると等しいのではない。生体認証情報入りの新住基カードは、明らかに住基カードの“質的大転換”をはかるものだ。国民に問題点を周知せずにおすすめしている狡猾かつ危険なモデルだ。

また、新型カードでは、新たな偽造防止策も講じるという。通常のカードプリンターでは再現できない「共通ロゴマーク」をカードに印刷。現在、住基カードは発行自治体によりデザインが異なる。新型カードでは必ずこの共通ロゴマークが表記される。これも、住基カードを公的IDカードとしての認証機能を高める魂胆ですすすめているのだろう。だが、肝心の「成りすまし」対策などにはほとんど効果はあるまい。

住基カードの交付枚数は、08年11月末時点で、累計約283万枚。総人口に対する普及率は2%程度。現在モデルのカードもまともに普及し

ていないのに新型モデルの導入は、明らかに血税のムダ遣い。現在でも、住基ネットのランニング（運営）コストとして、年間何百億円もの税金を使っている。こうした公金は、本来、ワーキングプア（働いても貧しい人たち）の生活支援などに使うべきだ。各自治体は、国の押し付けを排し、新型カードなどに血税を使うべきではない。総務省と結託したITハイエナ企業に棚ぼた利益をも

たらずだけだ。

総務省は、高齢者が運転免許証を自主返納する場合などに代わりになる身分証明書（ID）カードとして、新型カードの利用を奨励する方針という。厚労省も、社保卡はIDカードとして役立つ??とか。何の反省もなく縦割りで続くムダ遣い。もう、いい加減にしないと。

《最新のニュースを斬る：総務省の新型住基カードを問う》

転居後もそのまま使える全国共通住基カードへ、
総務省の真の狙いは、国民登録証携行制度？

(CNNニュース編集部)

住基カードは表面に住所、氏名、生年月日などが印刷されており、公的な身分証明（ID）カードとして使える。また内蔵ICチップに住民票コードなどが搭載されている。

総務省は、2009年1月19日に、発行済みの住基カードを、ほかの市区町村に引っ越しても引き続き使えるようにする、と発表した。住基基本台帳法では、ほかの市区町村に転出する際には、発行した市区町村に住基カードを返すことになっている。この規定を改正することになる。総務省の狙いは、住基カードの全国共通化、“通行手形の現代版”に仕上げることだ。今国会に改正案を提出し、2年後の実施をめざす。

「全国共通仕様で便利になる」との声もある。だが、カード携行義務化に向けた新たな動き

であることは明らかだ。一步いっば、国民登録証携行制度へ向けて作業をすすめている。実に狡猾だ。

住基カードをIDカードとして携行を義務づけるには、人口の60%程度が住基カードを取得している必要がある。新制度では、引っ越し先の市区町村に転入届を出す際、カードの裏面に新住所を記し、ICチップも書き換えることになる。発行手数料も、現在、一部自治体を除いて500円かかるが、新制度ではこの負担も軽減できる。

総務省役人の狙いは、全国共通住基カードを常時持ち歩かせ、警察官やパトカーにICカード読取端末を携行させ、職務質問の際に、住基カードの提示を求められる社会の構築だ。だが、“現代版通行手形”がないと、移動の自由を奪われる社会とは、現行憲法が予定していない社会ではないのか。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン
(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2009.3.24発行 CNNニュースNo.57

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方にお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェ - (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・河村たかしPIJ相談役が、自治体のミニ将軍さま（市長）に転身？「やっぱあ～総理の器じゃなかったなあ～」巷の雑音が騒がしい。
・社保卡翼賛会で、わが国は世界でも有数の「ウォーエル社会」への途を歩むのか？ (N)

編集及び発行人